

標茶町

事業継続緊急給付金

標茶町では、コロナ禍における原料等（原材料、資材、燃料、光熱費）の価格高騰による影響を受けた町内の事業者に対し負担を軽減する支援として、標茶町事業継続緊急給付金を支給します。

支給対象者

- (1) 原料等価格の高騰による影響により、令和4年9月から11月までに購入した原料等の単価が、令和2年12月から令和4年8月までのいずれかの月の単価より増加しているもの
- (2) 標茶町内に事業所（店舗）を有する農林漁業者及び商工業者
- (3) 町税を完納しているもの又は3ヵ月以内に完納の確実な計画を有するもの
- (4) 「標茶町介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金」及び「飼料価格高騰に係る酪農経営緊急支援事業」の対象者に該当しないもの
- (5) 申請日現在で営業しており、給付金支給後も引き続き営業する意思のあるもの

【対象外業種】電気・ガス・熱供給・水道業、銀行業、協同組織金融業、複合サービス事業、政治・経済・文化団体、宗教団体 等

給付金額

1事業者につき10万円（一度限り）

標茶町ホームページ



申請方法

申請受付期間内に、次の書類を提出してください（郵送可）

- (1) 標茶町事業継続緊急給付金申請書（別記様式第1号）
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (3) 営業の実態が確認できるもの
- (4) 業種、業態が確認できるもの
- (5) 原料等価格の増加が確認できるもの
- (6) 標茶町の納税証明書（役場税務課納税係または各地区公民館にて有料で発行できます）
- (7) 通帳の写し（銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人氏名が記載されているページ）



12月1日以降、申請書類はこちらでも公開します

申請受付期間

令和4年12月1日（木）～令和5年2月28日（火）必着

申請先・問合せ先

〒088-2312 標茶町川上4丁目2番地 標茶町役場

▼農業・林業を営まれている方の申請先・問合せ先
農林課農業企画係 ☎ 015-485-2111（内線241・242・243）

▼漁業・商工業を営まれている方の申請先・問合せ先
観光商工課商工労働係 ☎ 015-485-2111（内線251・253）

申請書類は12月1日より、役場1階ロビーおよび各地区公民館に設置いたします